「認定こども園 鎮西学院幼稚園」
預かり保育実施規程

学校法人　鎮西学院
認定こども園　鎮西学院幼稚園

２００６年４月１日改訂
２００８年４月１日改訂
２０２１年４月１日改訂
２０２３年７月１日改訂

認定こども園　鎮西学院幼稚園　預かり保育実施規程

第１条　この規程は、認定こども園鎮西学院幼稚園の１号認定子どもにおける預かり保育の実施に関し、必要の事項を定めることを目的とする。

第２条　預かり保育とは、認定こども園則第１０条第２項に定める１号認定子どもについて、７時３０分から９時００分まで、１４時００分から１８時３０分までの範囲内で行なう保育をいう。

第２条　預かり保育の種類は次のとおりとする。

１　月極め保育
２　随時の保育
３　新２号（保育の必要性がある）認定者
４　朝の預かり保育

第３条　預かり保育を実施する日は、園則に定める土曜日を除く登園日とする。

第４条　預かり保育を希望する保護者は、別に定める申込書により園長に申し出なければならない。

第５条　預かり保育の保育料は次のとおりとする。

１　月極め保育　　月額　６，０００円　　８月のみ８，０００円

２　随時の保育
（１）１４時００分から１８時３０分まで　５００円×日数
（２）夏休み・冬休み・春休み
５時間以上　８００円×日数
５時間未満　５００円×日数

３　新２号認定者
補助金（1日４５０円：月上限１１，３００円）との差額を徴収する。
（１）１４時００分から１８時３０分まで
５０円×日数（５００円との差額）
（２）夏休み・冬休み・春休み
５時間以上　３５０円×日数（８００円との差額）
５時間未満　５０円×日数

４　朝の預かり保育（７時３０分から９時００分）
　　３０分　１００円

第６条　前条の保育料は、月極め保育については毎月７日までその月分を、随時の保育については当日納入しなければならない。

なお、前条３の新２号認定者については、園が月末に利用日数を確認し集計請求する。保護者は翌月７日までに納入しなければならない。

附　則

この規程は、１９９９(平成１１)年４月１日から実施する。
この規程は、２０００(平成１２)年４月１日から実施する。
この規程は、２００６(平成１８)年４月１日から実施する。
この規程は、２００８(平成２０)年４月１日から実施する。
この規程は、２０２１(令和３)年４月１日から実施する。
この規程は、２０２３年（令和５）年７月１日から実施する。